

全国自治基本条例項目一覧（施行日順） 欄内の数字は条例中の条項番号

NO	都道府県	市町村	条例名	施行日	前文 (基本理念)	目的	位置づけ	定義	基本理念	自治の 基本原則	権利・役割・責務			市議会	総合計画	行政評価	説明責任	情報公開
											市・町・村・区 民	市・町・村・区	市・町・村・ 区長					
1	北海道	ニセコ町	ニセコ町まちづくり基本条例	H13.4.1		1	5 7			2	10~13	27~35	25	4 17~2	39 37~	47 46・	4	3・7
2	兵庫	宝塚市	宝塚市まちづくり基本条例	H14.4.1		1	1 8		2		6	3	4		14	15	7	9
3	北海道		道行政基本条例	H14.10.18		1			2	3~6		21・22	20		7	8		3
4	福島	会津坂下町	会津坂下町まちづくり基本F条例	H15.4.1		1	1 5	2		3	1 1	1 2		1 3				7
5	埼玉	鳩山町	鳩山町まちづくり基本条例	H15.4.1		1	3 5	2	3		4~6	11~15		9・10		30	31	
6	石川	羽咋市	羽咋市まちづくり基本条例	H15.4.1		1	2 1	2		3	9		10	12	13	15	6	4
7	東京	杉並区	杉並区自治基本条例	H15.5.1		1	3 1	2	3		4・5	7	12	8~10	14	21	19	17
8	新潟	吉川町	吉川町まちづくり基本条例	H15.10.1		1	3	2	4・5	6~9	10・11	15・16	14	3 12・1	20 19・	23	17	21・24
9	新潟	柏崎市	柏崎市市民参加のまちづくり基本条例	H15.10.1		1	3	2		4~6	11	13	15	14	19		17	10
10	兵庫	伊丹市	伊丹市まちづくり基本条例	H15.10.1		1	1 3		2		3・4	5				9		6
11	愛知	東海市	東海市まちづくり基本条例	H15.12.22		1	1 9	2	3		4・5	6	7		9	14	13	10
12	埼玉	富士見市	富士見市自治基本条例	H16.4.1		1	2 6	2		3~5	6・7	9	10	8	17	24	19	18
13	埼玉	草加市	草加市みんなでまちづくり自治基本	H16.6.18		1	5		3	4	6・7	11	10	9		17	12	13
14	栃木	大平町	大平町自治基本条例	H16.7.1		1	5 6	2		3~6	11~19	2 8	7 25~2	4 22~2	42 40~	51	7	8
15	東京	多摩市	多摩市自治基本条例	H16.8.1		1	2	3		4	5・6	15	4 13・1	8~11		26	20	17・18
16	新潟	関川村	関川村むらづくり基本条例	H16.8.1		1		2		3	6	12		11	14	20		17
17	神奈川	愛川町	愛川町自治基本条例	H16.9.1		1		2			5	7		6	8	10		15 4・13・

全国自治基本条例

NO	都道府県	市町村	個人情報保護	行政手続	財政	住民投票	地域間連携	パブリック・コメント	住民協働	情報の共有	都市内分権	地域コミュニティ	条例の見直し	備考
1	北海道	ニセコ町	9	5 4	5 4 0 ~ 4	9 4 8 ・ 4	3 5 0 ~ 5	5 4	6 5 ・ 3	2 ・ 7		1 4 ~ 1 6	4 5	意思決定の明確化(6), 情報の収集および管理(8), 就任時の宣誓(26), 組織(30), 審議会等への参加(31), 意見・要望・苦情等への応答義務等(32), 意見・要望・苦情等への対応のための機関(33), 条例制定等の手続き(54), 条例等の体系化
2	兵庫	宝塚市	1 0	1 1	1 6	1 7	1 3			8				職員の責務(5), 総合的な市政の推進(12)
3	北海道		1 5		9		1 7		1 6					付属機関の等の委員の公募(5), 執行体制の整備(10), 外部監査人の監査(11), 法令の解釈(12), 許可等の処分等に関する手続(第13), 苦情の審査(14), 国への協力要請および意見等の提出(19), 知事の責務(20), 職員の責務(21), 職員の育成
4	福島	会津坂下町				4	1 0		1 3					地域理解の促進(5), 合意形成の重視(6), 人材育成(8), 公益的活動の推進(9)
5	埼玉	鳩山町			1 4	3 4	1 5	3 2	2 0 1 6 ~			7 ~ 8		環境共生したまちづくり(21), 人権を尊重するまちづくり(22), 文化創造のまちづくりの推進(23), 文化創造への支援(24), 健康の増進と福祉の向上(25), 保健, 医療および福祉の連携(26), 安全なまちづくり(27), 潤いのあるまちづくり(28), 個性あるまちづくり(29), 町民意識調査(33), 改正
6	石川	羽咋市	5	1 6	1 4	2 0	8		7				2 2	地域社会団体等との協働(7), 職員の責務(11), 市民からの事前提言(17), 会議公開の原則(18), 委員の公募(19)
7	東京	杉並区	1 8	1 6	4 2 2 ~ 2	7 2 6 ・ 2	3 0	2 8	2 5					事業者の権利および責務(6), 執行機関に関する基本的事項(11), 執行機関の組織および職員(13), 総合的な行政サービスの提供(15), 区民等の要望の取扱(20), 付属機関等への参加(29)
8	新潟	吉川町	2 2		8 2 5 ~ 2	2 9	2 3 0 ~ 3		9	8			3 4	意見・要望・苦情等への対応のための機関(18), 国際交流(33)
9	新潟	柏崎市				2 0			8	9		1 2	2 1	参加する権利(7), 執行機関の責務(16), 委員の市民公募(18)
10	兵庫	伊丹市				1 2			7 ・ 8	6				審議会等の委員(10), 学習の機会の提供その他の支援(11)
11	愛知	東海市	1 1	1 2	1 5	1 6	1 8			1 0				総合的な市政の推進(8), 市外の人々の交流(17)
12	埼玉	富士見市	2 1	2 2	2 5	2 3			5 5 ・ 1	3			2 7	市民参加の原則(4), 市職員の責務, 市民参加手続(12), 市民意見提出手続(13), 審議会等への参加(14), 自主的なまちづくり活動の促進(16), 応答責任(20)
13	埼玉	草加市	1 4			8 2 7 ・ 2		1 5		2 1 3 ~			2 9	議員の責務(8), 審議会委員などの公募(16), 人材の育成(18), 組織づくり(19), 基金などの設置(20), 拠点・ネットワークづくり(21), まちづくり支援団体(22), まちづくりの相談(23), まちづくり活動の登録など(24), まちづくり計画の提案(25), みんなでまちづくり会議(26)
14	栃木	大平町	1 0	3 5	8 4 3 ~ 4	9 3 8 ・ 3	5 4			9				地域共同体(20), 地域共同体の支援(21), 町民参加の実施(29), 意見募集(30), 職員の責務(31), 行政組織(32), 職員政策(33), 審議会等(34), 要望等への対応(36), 救済機関(37), 法務(49), 法務への参加(50), 交流(52), まちづくり活動への支援(53), 国際交流(55)
15	東京	多摩市	1 9			9 2 8 ・ 2		2 2 ~ 2 5	2 1			7		市長の設置(12), 市の組織体制(16), 参画への支援(27), 自治推進委員会の設置(30)
16	新潟	関川村					1 5		1 9	1 6			2 3	コミュニティの役割(8), 集落の役割(9), むらづくり活動への支援(10), 村政の運営(13), 参画の原則(18), 推進機関(21), 条例の尊重(22)
17	神奈川	愛川町	1 4	1 1	9	1 2		1 7 ~ 2 3	2 5 2 4 ・					委員の公募(16), 町民公益活動の支援(26), まちづくりの推進(27), まちづくりの推進地区の指定(28), まちづくり推進団体(29), まちづくり協定の締結(30), まちづくり協定の遵守(31), まちづくり支援(32), 町民参加推進会議(33)

NO	都道府県	市町村	条例名	施行日	前文 (基本理念)	目的	位置づけ	定義	基本理念	自治の 基本原則	権利・役割・責務			市議会	総合計画	行政評価	説明責任	情報公開
											市・町・村・区 民	市・町・村・区	市・町・村・ 区長					
18	福井	武生市 (越前市)	武生市(越前市)自治基本条例	H16.9.29		1	2	3	4		5・6	13	12	11		15		14
19	三重	伊賀市	伊賀市自治基本条例	H16.12.24		1	5	2	3	4	13・22	14・2 3・42	43	1 38~4		56		8
20	大分県	九重町	九重町まちづくり基本条例	H17.2.1		1	35	2		3	26		11	12		32	31	29
21	埼玉県	久喜市	久喜市自治基本条例	H17.3.1		1	28	2		3	4・5	6	7	16	9	13	11	18
22	香川県	さぬき市	さぬき市まちづくり基本条例	H17.3.24			16			1	2	4	6	5			11	11
23	神奈川	大和市	大和市自治基本条例	H17.4.1		1	2	3	文 前	4~8	9・10~ 12	11・16	15	4 13・1	17	20	21	5・22
24	青森	八戸市	八戸市協働のまちづくり基本条例	H17.4.1		1	23	2	3		4	7	8	9		22	11	12
25	東京都	足立区	足立区自治基本条例	H17.4.1		1	24	2	5	6	3		4	3 22・2	12	15	17	7
26	東京都	文京区	文の京自治基本条例	H17.4.1		1		2	3	4~6	8・9	16~19	29	4 21~2			34 32・	31・33
27	神奈川	川崎市	川崎市自治基本条例	H17.4.1		1	2	3	4	5	6・7		0 14・2	2 10~1	15	17		23・24
28	東京都	中野区	中野区自治基本条例	H17.4		1	18			2	3		7	4	8	10		
29	静岡県	静岡市	静岡市自治基本条例	H17.4		1	3	2	4 ~7		8~10		19	8 17・1	15	24	23	12
30	大阪府	岸和田市	岸和田市自治基本条例	H17.8.1		1	32	2		3	4・5		11	8~10	24	28	23	

NO	都道府県	市町村	個人情報保護	行政手続	財政	住民投票	地域間連携	パブリック・コメント	住民協働	情報の共有	都市内分権	地域コミュニティ	条例の見直し	備考	
18	福井	武生市 (越前市)				16・1 7								市民の自治活動の原則(7), 社会貢献活動(8), 地域の自治(9), 市民自治活動の支援(10), 市民自治推進委員会(18)	
19	三重	伊賀市	11		51~5	19・2 0			15~ 18	6~9			58	情報の収集および管理(10), まちづくりに参加する権利(12), 計画策定における市民参加の原則(15), 計画策定における市民参加の手続(16), 審議会等への市民参加(17), 条例制定における市民参加の手続き(18), 住民自治の定義(21), 住民自治協議会の定義・要件(24), 住民自治協議会の設置(25), 住民自治協議会の権能(26), 住民自治協議会への支援(27), 地域まちづくり計画(28), 地域振興委員会の設置(29), 地域振興委員会の所掌事務(30), 外部監査(57)	
20	大分県	九重町				33			5					37	地域学習の原則(4), 人権の尊重するまちづくり(6), まちづくりに参加する権利(7), 学ぶ権利(8), 豊かな人間関係の育成(9), 権利の行使(10), 町職員の責務(13), 参画と権利(14), 住民参画の保障(15), 審議会などの委員の公募(16), 地域学習の推進(17), まちづくり活動への支援(20), 地域単位の住民活動組織(21), 協議会の組織(22), 協議会の役割と計画書の作成(23), 活動への協力(25), 景観の保全(28), まちづくり会議
21	埼玉県	久喜市	19	10	14	23	25	24				21	29	職員の責務(8), 意見, 要望, 苦情等への対応(12), 審議会等(15), 議員の責務(17), 情報の有効活用(20), 参画及び協働の推進(22), 国際社会との交流及び連携(26), 自治基本条例委員会の設置	
22	香川県	さぬき市	12	10	9			8	15			3	17	職員の責務(7), 会議の公開等(13), 附属機関等の委員の公募及び構成(14)	
23	神奈川	大和市	23	24	7・26 ~28	30・3 1	32		4			12		運営原則(18), 執行機関の組織(19), 出資法人に対する指導等(25), 厚木基地(29)	
24	青森	八戸市				17	21	13		10				24	子どもの権利(5), 事業者の責務(6), 施策提案制度(14), 付属機関等の委員の公募(15), 基本計画(16), 市民活動の推進(18), 地域コミュニティ活動の推進(19), 地域コミュニティ自治の推進(20), 関係行政期間等との連携(21)
25	東京都	足立区	8	16	14	11	21	10	9				25	効果的な区民サービス提供(13), 区民からの意見および要望(18), 地域の個性の尊重(19), 区民の自主的な活動の尊重(20)	
26	東京都	文京区				39	41	35	42	5・27				地域活動団体の権利(10), 地域活動団体の責務(11), 非営利活動団体の権利(12), 非営利活動団体の責務(13), 事業者の権利(14), 事業者の責務(15), 執行機関等の基本的事項(25), 執行機関の責務(26)政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画(28), 職員の責務(30), 各主体相互の活動への参画(36), 区の政策等の周知(37), 区民等の意見表明(38), 社会資源の活用等(40), 区における条例の尊重義務(43)	
27	神奈川	川崎市	25		16	31	34	30	32	27		9		事業者の社会的責任(8), 市長の設置(13), 苦情, 不服等に対する措置(18), 区および区役所の役割(19), 必要な組織の整備等(20), 区民会議(22), 会議公開(26), 多様な参加の機会の整備等(28), 審議会等の市民委員の公募(29), 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(33)	
28	東京都	中野区	13	9		15・1 6		14					19	執行機関の役割および責務(5), 執行機関の職員の責務(6), 公益通報(11), 区民の不利益救済制度(12), 区民の合意事項の尊重(17)	
29	静岡県	静岡市	13			25・2 6	16		11				28	各行政分野の基本方針等を定める条例の制定(14), 職員の責務(20), 市民意見の聴取(21), 市民からの提案等(22), 静岡市市民自治推進審議会の設置	
30	大阪府	岸和田市	22		27	20	31	18	16	21		14	33	事業者の権利(6), 事業者の責務(7), 他の執行機関の責務(12), 職員の責務(13), 地区市民協議会(15), 参画(17), 審議会等の運営(19), 組織(25), 法務(26), 外部機関その他第三者による監査(29), 国及び大阪府との関係(30)	

NO	都道府県	市町村	条例名	施行日	前文 (基本理念)	目的	位置づけ	定義	基本理念	自治の 基本原則	権利・役割・責務			市議会	総合計画	行政評価	説明責任	情報公開
											市・町・村・区 民	市・町・村・区	市・町・村・ 区長					
31	三重県	四日市市	四日市市市民自治基本条例(理念条例)	H17.9.1		1	2 3	2	3		4・5		1 0	4 1 1 ~ 1	1 8	1 9	8	7
32	福島県	三春町	三春町町民自治基本条例	H17.10.1		1	2 0	2			1 1・1 2	1 4		1 3		1 7		
33	香川県	善通寺市	善通寺市自治基本条例	H17.10.1		1	2 5	2	3		4・5	7	8	6 1 4 ~ 1				1 7
34	愛知県	豊田市	豊田市まちづくり基本条例	H17.10.1		1	3				8・9	1 3	1 2	1 1 0・1		2 0	7	1 9
35	三重県	名張市	名張市自治基本条例	H18.1.1		1	3 7	2	3		4・5		9	6 ~ 8	1 6	2 5	1 4	1 2
36	東京都	三鷹市	三鷹市自治基本条例	H18.4.1		1	3	2			4・5	1 0	9	7・8	1 3	2 5	1 7	1 4
37	栃木県	芳賀町	芳賀町まちづくり基本条例	H18.4.1		1	4	2	3		5	1 1	9	8	1 3	1 5	1 8	2 3

NO	都道府県	市町村	個人情報保護	行政手続	財政	住民投票	地域間連携	パブリック・コメント	住民協働	情報の共有	都市内分権	地域コミュニティ	条例の見直し	備考	
31	三重県	四日市市	15	16	20	22			9				24	意向の把握(6), 苦情等の処理(17), 執行体制の整備(21)	
32	福島県	三春町				19	10	16	3	4				合意形成(5), 公益的活動の尊重(5), 学習と能力向上(7), 男女共同参画(8), 子どもの参画(9), 情報収集と管理(15), 組織の整備(18)	
33	香川県	善通寺市	19		11	23		21		18			26	地域共同体(6), 特別職等の宣誓(9), 市の組織及び職員の責務(10), 自治立法(12), 基本構想(13), 重要な計画等への参画(20), その他の市民参画(22), 善通寺市住民自治推進委員会(24)	
34	愛知県	豊田市	19	25	21	15	28		4・5・14・16	6	8	17・1		市民の要望の取扱い(22), 総合的な市政運営(23), 執行機関の組織(24), 条例の制定及び法令の活用(26), 法令の遵守(27)	
35	三重県	名張市	13	21	24	2	31・39	38・3	28・29・36	11	4	22・3	33	職員の役割と責務(10), 要望等への対応(15), 組織(17), 人事政策(18), 法務政策(19), 法令遵守・公益通報(20), 事務事業の実施原則(23), 監査(26), 危機管理(27), 審議会等(30), 市民公益	
36	東京都	三鷹市	15		24	35	8	37・3	16	32			31	3	事業者の権利(6), 補佐職の設置(11), 市の率先行動の基本原則(12), オンブズマン(19), 政策法務(22), 監査(26), 出資団体等(27), 危機管理(28), 学校と地域との連携協力(33), 国, 東京都等との政府間関係(36)
37	栃木県	芳賀町	19		16	24	20	28	3	22		6・7	32	就任時の宣誓(10), 現状把握(12), 計画策定等の手続(14), 財政管理(17), 自主性の尊重(21), 住民投票の請求(25), 住民投票の取り扱い(26), まちづくり委員会の設置(27), 町民提案(29), 条例の体系化(30), 条例制定等の手続(31)	

(平成18年6月18日)